

第 4 章 障 害 福 祉 計 画

I 障害福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

- 武蔵野市では、障害者自立支援法に基づいた障害福祉計画を、障害者基本法に基づく障害者計画を包含したものとして策定しており、前計画は平成 18 年度から 20 年度までを計画期間としています。
- 平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の障害種別によるサービス提供の制度が一元化され、利用者負担などの新しいしくみの導入とともに、サービス内容から支給までの決定を市町村が行うことになりました。
- 武蔵野市はサービス水準を維持し、地域での安全で安心な暮らしの継続を前提として、新法に基づく事業はもとより、独自の施策を実施してきました。
- 平成 21 年度から 23 年度までを計画期間として新たに策定する障害福祉計画は、地域リハビリテーションの理念に基づき、教育や子育てなどの各分野の計画と連携を図っています。

2 計画の基本的視点

- 障害のある人が安心して地域の中で暮らし続けられ、積極的にまちづくりに参加することにより、すべての市民が住みやすい武蔵野市にしていくため、基本的視点として次の 3 点を掲げます。
 - ①障害のあるすべての人が、自らの生活スタイルを確保して、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民・ボランティア等と連携した環境整備を進めます。
 - ②障害のあるすべての人が、住み慣れた地域で生きがいと楽しみを感じられる生活を送ることができるよう、余暇・教育・医療・住まい・就労・日中活動など、生活の要素すべてにわたる、ライフステージを通じた支援を進めます。
 - ③障害のあるすべての人が、福祉サービスなどの利用について自らの選択と決定により、適切なサービスが利用できるよう、相談支援や利用援助などの支援体制づくりを進めます。

II 武蔵野市の障害者福祉施策の実績と現状

前計画の基本施策である「雇用・自立支援と生きがい活動の推進」「地域で支えあう福祉のまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「サービスの質の向上と利用者の保護」「サービス基盤の整備」に、「健康で暮らしてつづけるための施策」を加えた6つの基本施策により、障害者福祉施策を推進してきましたが、それらの主な実績と現況は次のとおりです。

1 健康で暮らしてつづけるための施策

- こころの健康支援として、平成19年5月に「市民こころの健康相談室」を開設して、電話・来所相談を実施したほか、各種講座を行いました。出前講座は着実な成果をあげているものの、相談件数を見ると、相談室の存在が広く周知されるには至っていません。

武蔵野市民こころの健康支援事業 平成19年度実績

●相談内容

高齢 こと に関する	家 庭 に 関 する	学 校 に 関 する	職 場 ・ 仕 事 に 関 する	病 気 に 関 する	自 殺 に 関 する	引 き こ も り に 関 する	そ の 他	合 計
2	6	1	2	16	2	5	5	39

出前講座及びテーマ講座 平成19年度実績

●出前講座

	日付	講座内容	参加人数
1	8月7日	職場におけるメンタルヘルスケア	40
2	9月5日	精神障害者の理解と接し方	10
3	11月4日	メンタルヘルス講座	30
4	11月12日	支援者のメンタルヘルス	10
5	11月27日	窓口対応職員のメンタルヘルス	30
6	12月11日	窓口対応職員のメンタルヘルス	30
7	1月22日	中高年のうつについて	20

●テーマ講座

	日付	講座内容	参加人数
1	9月15日	わたしの、家族の、メンタルヘルス～学校、職場、家庭で今～	15
2	1月17日	職場のメンタルヘルス～どのような兆候に気づき対応を図ればよいか～	40

※市立小学校での出前講座は、P.161 3 地域で支えあう福祉のまちづくり「普及啓発事業の実績」に掲載

2 雇用・自立支援と生きがい活動の推進

■平成 18 年 10 月に武蔵野市障害者就労支援センター「あいる」を設置しました。相談件数・就職者数等着実に成果をあげています。ハローワークや近隣の就労支援センターとの連携を強化し、職場・実習先を開拓しましたが、まだ十分とは言えません。

■また、市内の通所事業所は平成 23 年度を最終期限として自立支援法のサービス体系に移行します。一般就労支援の促進と同時に、本人の希望と特性に応じた福祉的就労の充実に力点をおいた再編を進めなければなりません。

武蔵野市障害者就労支援センター「あいる」の実績（平成 19 年度）

●登録者の状況 (単位：人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳なし	計
登録者数	21	33	55	9	118

●職業相談件数 (単位：件)

	面接	窓口	電話	合計
相談件数	562	402	2,017	2,981

●支援内容別件数 (単位：件)

支援内容		件数
就労支援	職業相談（就労全般）	2,981
	就職準備支援（適性、能力の把握、就労意欲や職業能力の向上等）	65
	職場開拓件数（独自の職場開拓）	6
	職場実習（通勤援助、職務分析等）	15
	職場定着支援（契約内容相談、定期的訪問等）	217
	離職支援（諸手続き、調整等）	8
生活支援	日常生活支援（出勤準備、通勤生活リズムの調整等）	4
	不安や悩みの解消（対人関係相談、福祉サービス利用援助等）	16
	豊かな社会生活を築くための支援（余暇の過ごし方、金銭の使い方等）	8
	将来設計相談（自活、結婚、出産等自己選択・自己決定に関する相談）	14

●就職者の状況 (単位：人)

	事務（補助）	調理・厨房	清掃	店舗	軽作業	マッサージ	その他	計
身体障害者	3	0	0	0	1	1	1	6
知的障害者	4	1	0	1	1	0	0	7
精神障害者	8	1	4	4	1	0	0	18
合計	15	2	4	5	3	1	1	31

■生きがい活動充実の取組みとして、障害者福祉センターで趣味活動などの講習会を実施し、生活に潤いをもてるプログラムと仲間づくりの場を提供しました。

障害者福祉センター各種講習会

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	回数	延人数	回数	延人数
パソコン	4	57	8	100
華道	11	154	11	121
視覚障害者ダンス	20	194	20	158
卓球	20	99	19	117
創作書道	—	—	20	266
囲碁	20	217	20	218
知的障害者絵の会	22	261	21	216
水中運動	4	33	8	55
リフレッシュ体操	20	222	20	276
押し花	20	227	20	222
ミニ園芸	11	101	—	—
短期講習会	10	110	6	69

3 地域で支えあう福祉のまちづくり

- 心のバリアフリー、地域交流を推進する各種講演会・啓発事業を実施しました。特に小学校への出前講座は福祉と教育の連携の成果であり、さらに充実する必要があります。

普及啓発事業の実績（平成19年度）

総合的な学習の時間を活用した小学校への出前講座			
日時	学校名	学年	テーマ
平成19年10月12日	第二小学校	6年	こころの色
平成20年3月14日	桜野小学校	5年	こころの色
障害者福祉の日行事「むさしのあったかまつり」			
日時	内容		
平成19年10月22日～25日	パネル展示（障害者団体の活動紹介、作品展示）		
平成19年10月27日	イベント（スタンプラリー、フリーマーケット、縁日、カラオケのど自慢、歌と踊りのステージ）		
精神保健福祉講演会			
日時	内容	参加人数	
平成20年2月23日	「ストレス社会を生きる」 （病の回復に向けて、家族の関係を見つめなおす） ～家族療法の事例から～	196人	
障害者福祉センター講演会			
日時	内容	参加人数	
平成20年3月4日	「知的に障がいのある娘とともに」 ～奈緒ちゃんから広がった数えきれない出会い	49人	

- 障害者福祉センターや市民社会福祉協議会（市民社協）などでボランティア講習会を実施し、ボランティアの育成と活動支援を行いました。障害者福祉センターのボランティア講座で育成した失語症会話パートナーが自主組織を立ち上げ、市の失語症デイサービス事業にボランティアとして参加するまでになりました。

ボランティア活動支援の実績（回数等及び参加者数）

ボランティア育成講座名		平成18年度	平成19年度
障害者福祉センター開催	失語症会話パートナー育成	10回 延70人	10回 延33人
	親子ボランティア教室	—	4回 延50人
市民社協開催	傾聴ボランティア入門	2回 50人	2回 59人
	精神保健福祉ボランティアセミナー	7月29日～8月31日 18名	11月4日～12月9日 約20人

- さらに地域の安全・安心を進めるために災害時要援護者支援モデル事業を実施しましたが、障害者の要援護者の参加は少なく、本格実施に向けての課題が残りました。

4 安心して暮らせるまちづくり

■指定相談支援事業者の連携体制をつくり、相談事業の推進を図りました。また、平成19年4月に「地域療育相談室ハビット」を設置し、母子保健と福祉の連携により就学前療育を充実させました。

地域活動支援センターの実績（延相談件数 単位：件）

支援機関	平成18年度	平成19年度
地域生活支援センターびーと	4,789件	4,561件
ライフサポートMEW	1,178件	1,841件

就学前療育：地域療育推進事業（平成19年度ハビット実績）

相談支援	新規受付		49件
	PT・ST相談	自宅訪問	24件（118回）
		来所相談	6件（18回）
	継続相談支援	障害者福祉センター	1件（10回）
		ウィズPT相談	18件（64回）
医療相談		9回開催（11件）	
施設巡回	保育園（7園）		回数：14回 指導件数：延73件
	ウィズ		通園活動参加：14回 すまいる：3回
	0123はらっぱ		9回（34件）
母子保健	3～4カ月健診		24回（82件）
	発達相談		12回（51件）
	発達健診		17回

■障害者福祉センターでは、平成20年6月より失語症者通所事業を委託実施するなど、事業の充実を図ってきました。しかし、訓練事業利用者の高齢化の一方、若年の中途障害者の割合が増え、復職などの生活再建をはじめとした高度な技術を要する支援が求められています。既存の法内施設での通所サービスとの明確な区分けや、年齢などの利用条件を明確にして、本来の通過型施設に再編していくことが必要です。また、高次脳機能障害や進行性難病など一定の配慮が必要な利用者の継続的な通所先が確保されていないという課題があり、地域リハビリテーションの拠点の一つとして事業や役割の見直しが必要です。

5 サービスの質の向上と利用者の保護

- 市の関連施設（下記5施設）については、平成19年度より民間評価機関を活用して、毎年、第三者評価もしくは利用者満足度調査を実施しています。さらに他の事業者にも広げていく必要があります。

市の関連施設における第三者評価等実施状況（平成19年度実績）

施設名	実施内容
デイセンター山びこ	第三者評価
ワークセンターけやき	第三者評価
ワークセンター大地	第三者評価
デイセンターふれあい	利用者満足度調査
武蔵野福祉作業所	利用者満足度調査

※実施時期はいずれも平成19年9月～11月。

- 福祉公社が実施している権利擁護事業については、その必要性について障害のある人本人や保護者に十分浸透するまでには至っていません。

6 サービス基盤の整備

- 市単独のショートステイ施設として、平成20年4月に市内3カ所目となる「井の頭はうす」が開所し、東部・中部・西部の市内全域に整備が完了しました。
- グループホームは、市内6カ所に整備しています。

ショートステイの整備状況

●市単独事業によるショートステイ事業（利用件数 単位：件）

施設名	場所	平成18年度	平成19年度
桜はうす・今泉	桜堤	1,550	1,362
なごみの家	八幡町	1,081	1,198
井の頭はうす	吉祥寺南町		※平成20年4月開所

●障害者自立支援法によるショートステイ事業

（単位：人・日）

年度	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童		合計	
	利用者数	日数	利用者数	日数	利用者数	日数	利用者数	日数	利用者数	日数
平成18年度	8	44	135	1,260	3	10	151	515	297	1,829
平成19年度	9	39	174	2,000	4	47	105	476	292	2,562

※利用者数、日数はいずれも延べ数。

グループホーム・ケアホームの整備状況

対象者	施設名	定員
重度身体障害者	RENGA	5人
知的障害者	天の薨	5人
	関前桜寮	8人
	やはたハウス	5人
	ひまわりハウス	4人
精神障害者	ミューのいえ	5人

- 手話通訳者養成研修、ガイドヘルパー養成研修を市独自で実施しています。しかし、ガイドヘルパーは利用希望にこたえきれていないのが現状です。

7 目標値の達成状況

■前計画の目標値の達成状況は次のとおりです。

●指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

サービス種別	単位	目標値			実績値／見込み		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間数	63,700 (5,308/月)	65,600 (5,467/月)	67,600 (5,633/月)	62,487 (5,207/月)	81,318 (6,777/月)	90,000 (7,500/月)
生活介護	実人数	20	40	150	29	37	50
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	実人数	0	2	2	5	6	7
就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	実人数	5	88	145	89	97	120
児童デイサービス	件数	800 (67/月)	1,440 (120/月)	1,680 (140/月)	499 (42/月)	1,590 (133/月)	2,600 (217/月)
短期入所（ショートステイ） ※市単独ショートステイ含む	件数	4,650 (388/月)	4,751 (396/月)	5,827 (486/月)	4,460 (372/月)	5,122 (427/月)	6,000 (500/月)
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	実人数	34	39	39	36	47	50
施設入所支援（※旧体系を含まない）	実人数	7	35	76	3	8	15
相談支援事業（指定相談支援）	件数	35 (3/月)	105 (9/月)	140 (12/月)	0	8 (1/月)	0
通所施設（※旧体系）	実人数	164	164	164	118	117	117

●地域生活支援事業

サービス種別	単位	目標値			実績値／見込み		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 (見込み)
相談支援事業（一般相談支援）	件数	6,500 (542/月)	6,700 (558/月)	6,700 (558/月)	5,967 (497/月)	6,402 (533/月)	6,700 (558/月)
コミュニケーション支援事業	件数	130 (11/月)	172 (14/月)	175 (15/月)	87 (7/月)	145 (12/月)	175 (15/月)
日常生活用具給付等事業	件数	130 (11/月)	1,700 (142/月)	1,700 (142/月)	153 (13/月)	2,003 (167/月)	2,000 (167/月)
移動支援事業	時間数	26,360 (2,197/月)	27,570 (2,298/月)	28,750 (2,396/月)	29,657 (2,471/月)	32,962 (2,747/月)	35,000 (2,917/月)
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	2	2	2
訪問入浴サービス	実人数	9	17	18	8	8	8
緊急通報設備の設置	実人数	8	9	10	7	2	2
日中一時支援	延人数	200 (17/月)	500 (42/月)	500 (42/月)	52 (4/月)	121 (10/月)	150 (13/月)
障害者探索サービス	実人数	17	17	17	13	17	25
身体障害者食事サービス	件数	2,370 (198/月)	2,370 (198/月)	2,370 (198/月)	1,744 (145/月)	1,610 (134/月)	1,600 (133/月)
更生訓練費給付	件数	120 (10/月)	156 (13/月)	166 (14/月)	138 (12/月)	175 (15/月)	180 (15/月)
自動車運転免許・自動車改造費助成	件数	2	2	2	1	6	2

<障害者自立支援法における新たな課題に対する目標値について>

●福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値目標 (平成 23 年 度末まで)	(都基準)	実績／見込み		
			平成 18 度	平成 19 度	平成 20 度
【目標値】 地域生活移行者数	12 人	平成 17 年度 施設入所者 の 1 割	1 人	—	1 人
【目標値】 施設入所者数の減少見込	0 人	現在数を超 えない。	—	—	—

※各福祉施設は、平成 23 年度までに入所者や施設運営の状況に合わせて、新体系に移行することとなっているため、本市としての目標値は未知数である。したがって、ここでは国の基本指針及び東京都の基本的考え方に基づく数値目標を記載した。

●入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	数値目標	(都基準)	考え方
現在の退院可能精神障害者数 (推計)	55 人	55 人	※平成 14 年度時点での都内の退院可能精神障害者数 (約 5,000 人) からの推計。
【目標値】 減少数	28 人	5 割 以上	※上記のうち、平成 23 年度末までの地域移行予定者数。

※市民の精神科病院への入退院数は把握の手段がないため、本市として【目標値】を掲げることは非常に困難であるが、本市では地域移行を希望する方への支援体制の整備に努める。

●福祉的就労から一般就労への移行等

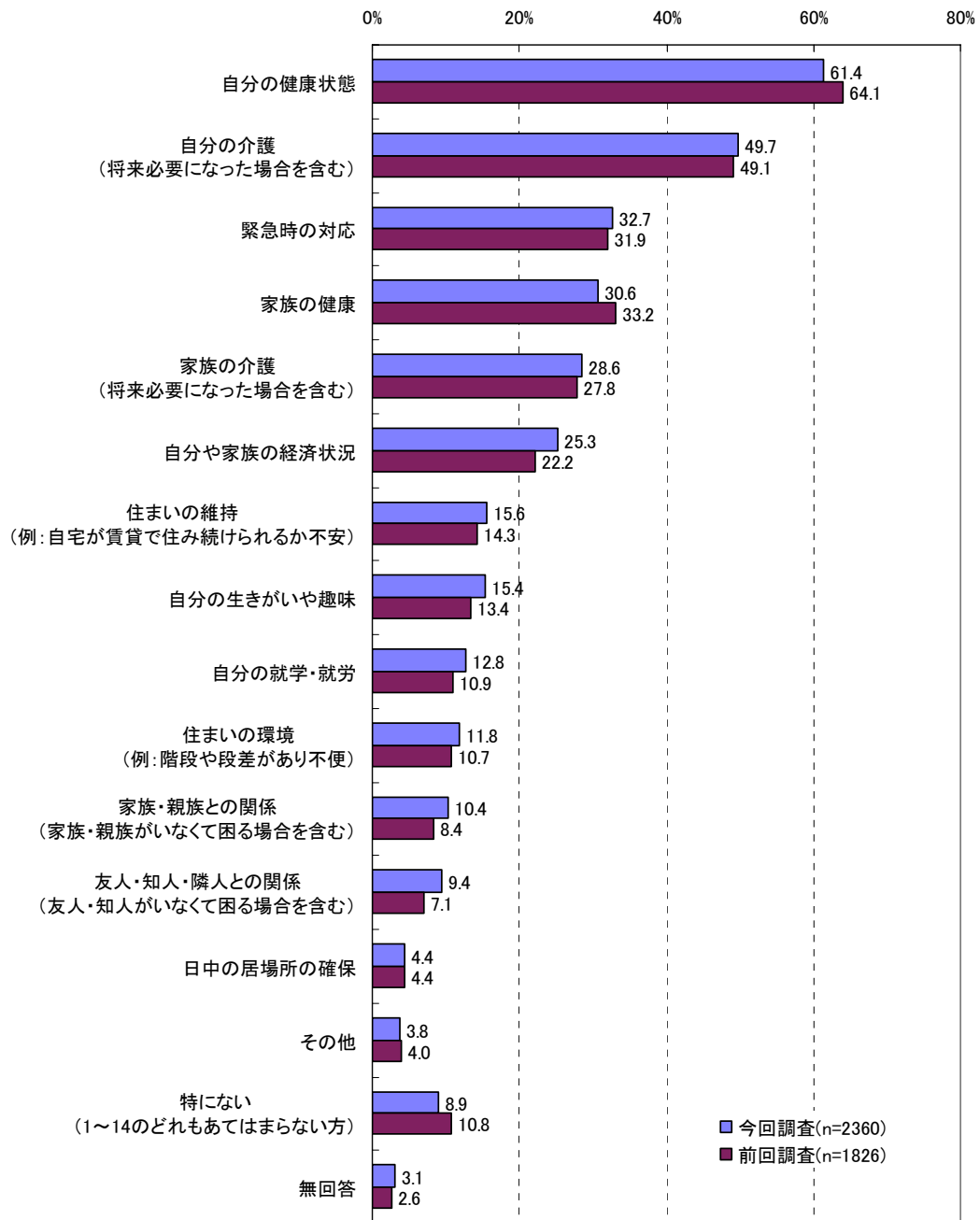
項目	数値目標 (平成 23 年 度 まで)	(都基準)	実績／見込み		
			平成 18 度	平成 19 年度	平成 20 年度
【目標値】 年間一般就労移行者数	30 人	平成 17 年度実 績の 2 倍以上	4 人	9 人	15 人

Ⅲ 武蔵野市の障害者の実態

～武蔵野市障害者実態調査（平成20年度）より～

1 現在の悩み事や心配事について

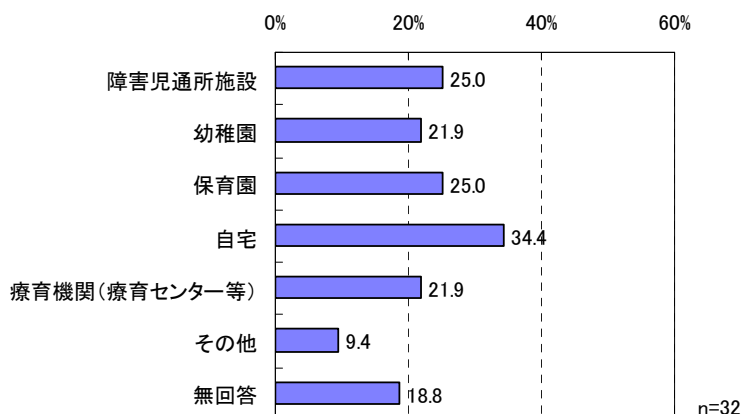
■現在の悩み事や心配事をみると、「自分の健康状態」「自分の介護」が多く、次いで「緊急時の対応」「家族の健康」となっています。一方、「特にない」も8.9%ですが、その割合は前回調査と比べて若干低下しています。



2 昼間の主な活動場所について

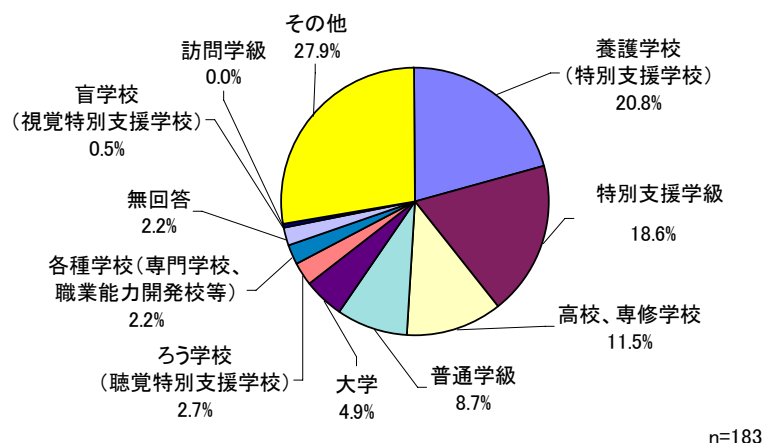
(1) 就学前の方

■ 日中の居場所は「自宅」が最も多く (34.4%)、次いで「障害児通所施設」「保育園」(各 25.0%) となっています。



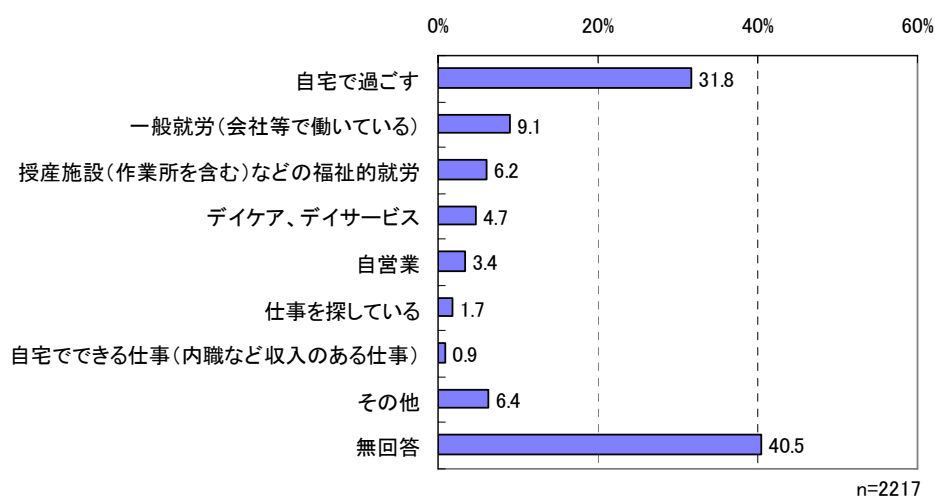
(2) 就学中の方

■ 日中の居場所は、養護学校 (特別支援学校) が最も多く (20.8%)、次いで「特別支援学級」(18.6%)、「高校、専修学校」(11.5%) となっています。



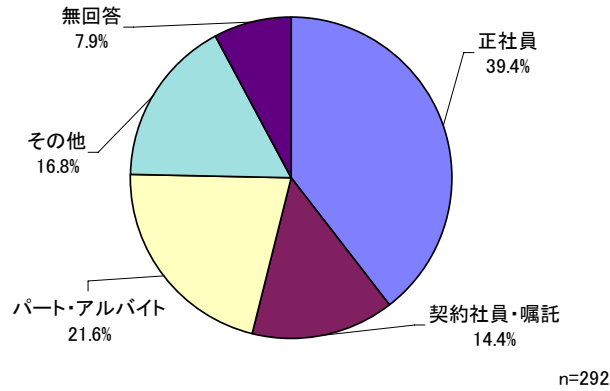
(3) 就学前・就学中以外の方

■ 日中の居場所は、「自宅で過ごす」が最も多く (31.8%)、次いで「一般就労」(9.1%)、「福祉的就労」(6.2%) となっています。



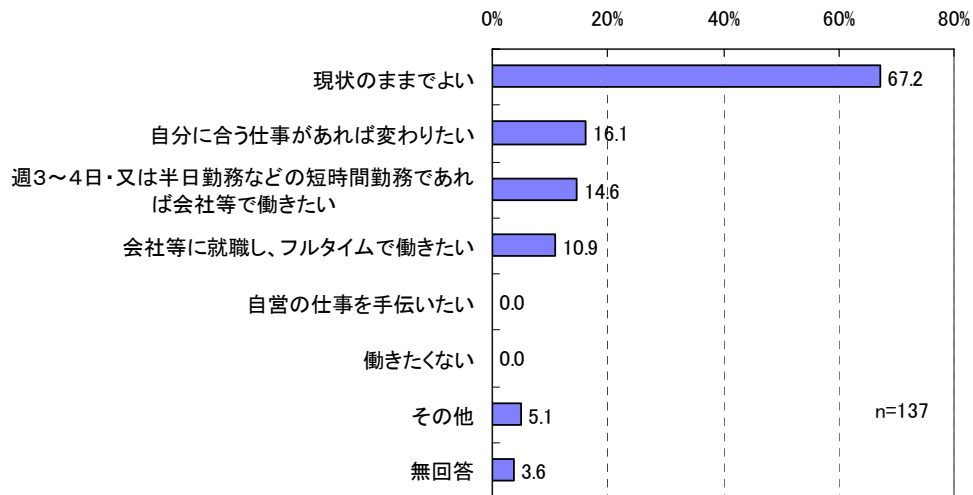
(4) 就業者の勤務形態

■ (3) で「一般就労（会社等で働いている）」「自営業」「自宅でできる仕事（内職など収入のある仕事）」のいずれかに回答した方のうち、勤務形態は、「正社員」が最も多く（39.4%）、次いで「パート・アルバイト」（21.6%）、「契約社員・嘱託」（14.4%）となっています。



(5) 希望する働き方

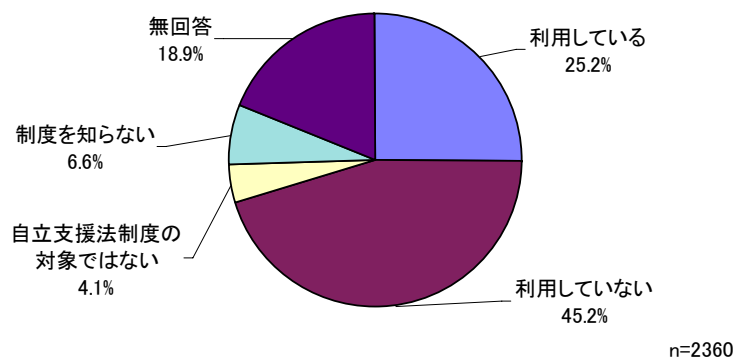
■ (3) で「授産施設（作業所を含む）などの福祉的就労」と回答した方のうち、今後希望する働き方については、「現状のままでよい」が最も多く（67.2%）、半数を超えています。



3 障害者自立支援法の障害福祉サービスの利用について

(1) サービスの利用状況

■障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用している方は 25.2%で、利用していない方は 45.2%でした。また、「制度を知らない」方も 6.6%となっています。



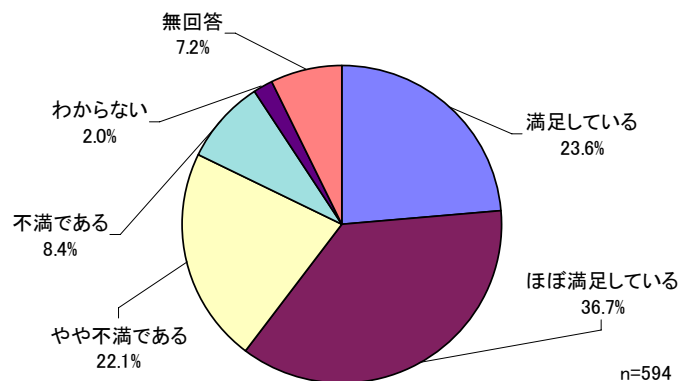
(2) 利用しているサービス

■現在利用しているサービスの種類をみると、「ホームヘルプサービス」が最も多く(33.7%)、次いで「ガイドヘルプサービス」(26.1%)、「ショートステイ」(16.2%)となっています。

サービス	割合
ホームヘルプサービス（介護や家事などの日常生活の援助）	33.7
ガイドヘルプサービス（知的障害、視覚障害及び精神障害者の外出の援助）	26.1
ショートステイ（短期間施設に入所する）	16.2
通所授産施設（通所して自立のための職業の訓練や作業を行う）	11.6
生活介護（通所して創造的な活動や機能訓練などを行う）	10.1
通所更生施設（通所して自立した生活と社会参加のための訓練を行う）	8.6
就労継続支援（通所して自立のための職業の訓練や作業を行う）	5.9
グループホーム、ケアホーム（障害者が地域で日常生活の援助を受けながら共同生活を送る）	5.1
児童デイサービス（障害児に日常生活における基本的な動作の指導・訓練を行う）	4.4
自立訓練（一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行う）	3.7
入所更生施設（施設に入所して自立した生活と社会参加のための訓練を行う）	3.2
重度訪問介護（重度の肢体不自由者への総合的な日常生活の援助）	2.7
療養介護（医療機関で機能訓練や療養上の管理を行う）	2.5
就労移行支援（一定期間、就労に必要な知識又は能力の向上のための訓練を行う）	2.5
療護施設（常時の介護を必要とする身体障害者が入所して生活する）	1.7
行動援護（重度の知的障害及び精神障害者の外出の援助）	1.3
重度障害者等包括支援（介護の必要性がとて高い人への包括的な援助）	1.2
通勤寮（就労している知的障害者が入居して独立自活のための訓練を行う）	0.5
入所授産施設（施設に入所して職業の訓練や作業を行う）	0.3
無回答	6.7

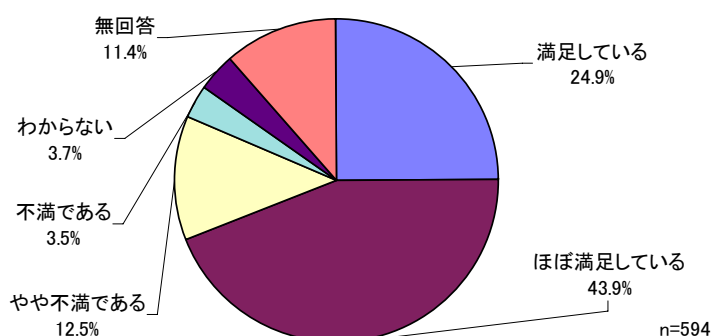
(3) サービスの満足度について

■サービスの満足度については、満足している（「満足している」と「ほぼ満足している」の計）方が60.3%となっている一方、不満をもっている（「不満である」と「やや不満である」の計）方は30.5%となっています。



(4) サービス提供事業者に対する満足度

■サービス提供従事者に対する満足度をみると、満足している（「満足している」と「ほぼ満足している」の計）方が68.8%となっている一方、不満をもっている（「不満である」と「やや不満である」の計）方は16.0%となっています。



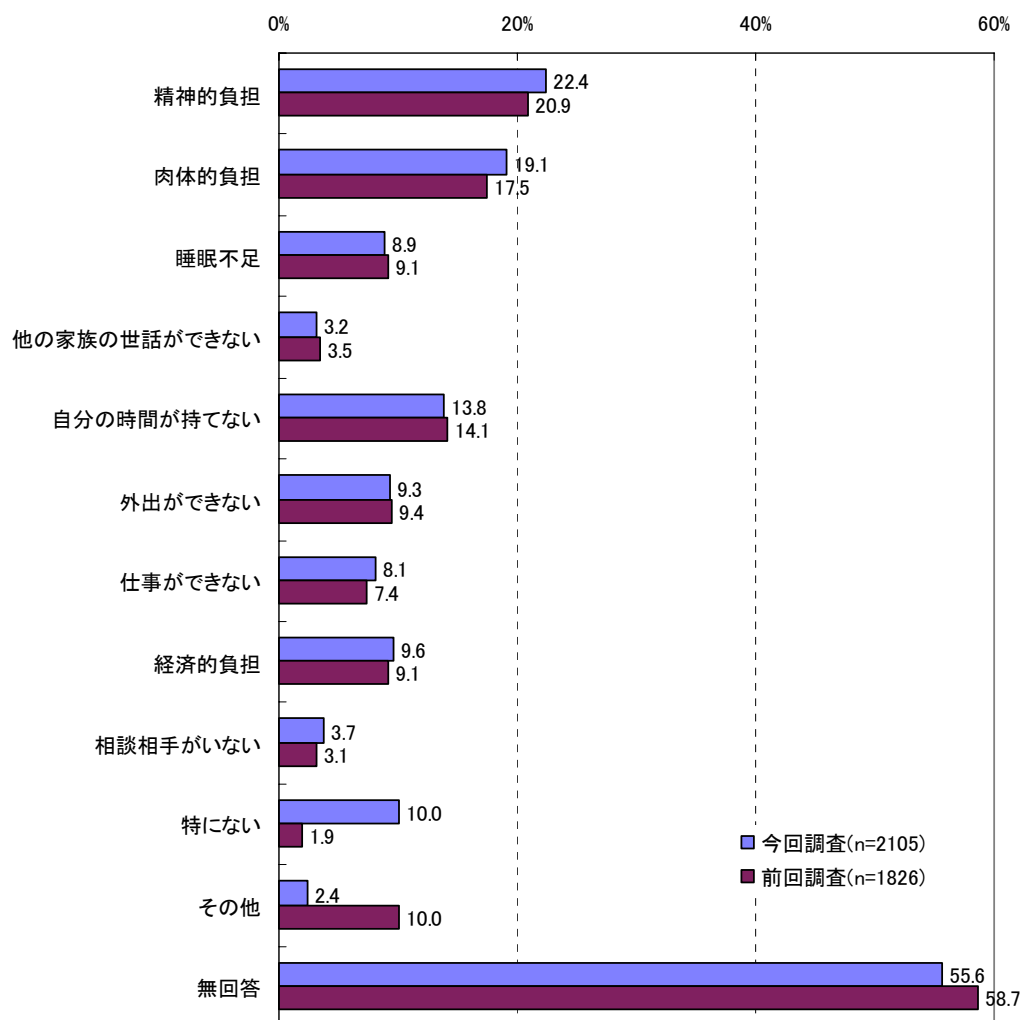
4 今後充実させて欲しいサービスについて

■今後充実させて欲しいサービスとしては、「ホームヘルパーの派遣」が最も多く（17.2%）、次いで「グループホーム、ケアホーム」（16.7%）、「余暇活動」「外出支援」（各13.6%）、「相談機能」（13.3%）となっています。

サービス	割合
ホームヘルパーの派遣	17.2
グループホーム、ケアホーム	16.7
余暇活動（福祉センターの趣味の講座等を含む）	13.6
外出支援（ガイドヘルパーを含む）	13.6
相談機能	13.3
食事サービス	12.0
ショートステイ	11.4
就労支援	11.4
移送サービス（リフトタクシー・レモンキャブ等）	10.5
デイサービス	9.4
通所の更生施設や授産施設	7.0
入浴サービス	5.6
入所の更生施設や授産施設	5.5
療育関連サービス	4.0
放課後対策	2.6
その他	6.7
無回答	28.8

5 介護を行う上で困っていること

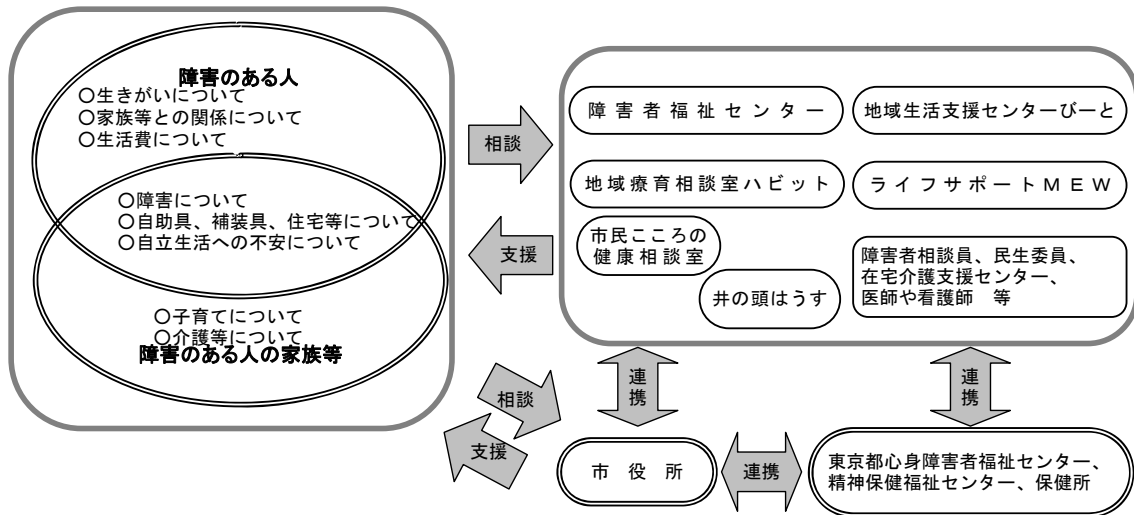
■介護を行う上で困っていることとしては、「精神的負担」(22.4%)や「肉体的負担」(19.1%)、「自分の時間が持てない」(13.8%)の割合が高くなっています。



IV 重点施策

重点施策 1：利用者支援の充実（相談体制の充実）

- 現在は、相談窓口として相談支援事業者（地域生活支援センターびーと、ライフサポートMEW：ともに地域活動支援センターを併設）や市役所窓口及び障害者福祉センターなどを位置づけています。より専門的な相談については、東京都心身障害者福祉センターや精神保健福祉センター等との連携を図っています。身近な相談窓口として、地域活動支援センターにおけるケアマネジメント機能の一層の拡充が必要です。
- また障害児への支援では、就学前から就学、青年期に至るまで制度によって分断されがちな支援を、教育・子育て・福祉部門が連携体制をつくり、一貫性のあるものとしなければなりません。

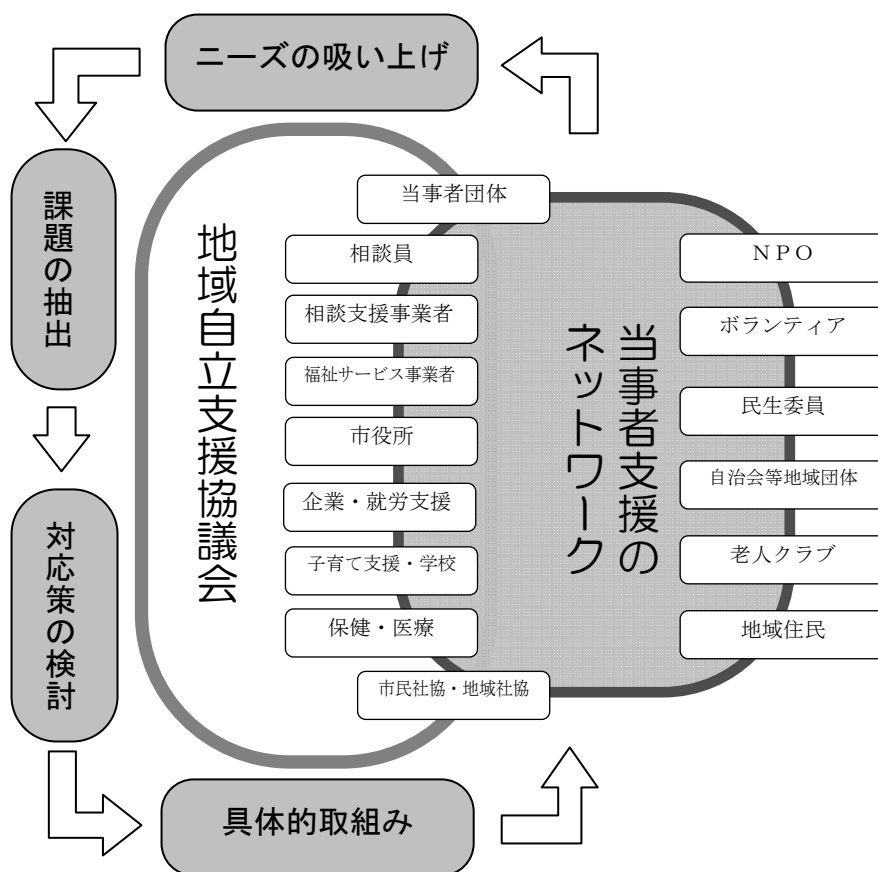


<p>主な個別施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「地域療育相談室ハビット」の充実 ■「地域療育相談室ハビット」と「こども発達支援室ウィズ」との連携強化【新規】 ■母子保健・子育て・教育部門と療育部門が連携した就学支援事業の推進【新規】 ■地域活動支援センターの機能の充実 ■精神障害のある人への訪問相談の充実
---------------	---

重点施策 2：地域生活を支える仕組の構築

- 実態調査や団体ヒアリングの結果をみても、今後充実して欲しいサービスとして、ホームヘルパーの派遣やグループホーム・ケアホーム、放課後対策を含む余暇活動、外出支援等、在宅福祉サービスが上位に挙げられています。安心して地域で生活していけるよう、障害特性に応じたサービス提供体制の検討とともに、既存事業者の育成と新規参入の促進によるサービス基盤の充実も必要です。
- また、障害のある人も、地域での自立した生活を続けられるように、疾病の予防や早期発見に加えて、生活習慣の見直しなどを通じ積極的に健康の維持増進を図ることが必要です。
- 一方、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉サービスの整備だけではなく、地域住民などによる見守り・声かけなどの日常的な活動が大切です。特に、全市的に展開されている地域社協では、地域福祉の推進を目的に地域の仲間どうしのネットワークが確立されており、障害のある人の地域ニーズに即した事業展開が期待されます。
- “支え合い” のシステムをより一層推進するために、地域支援体制を構築し、きめ細かなサービス提供、災害時における支援体制などを推進していく必要があります。
- 地域の多様な主体がそれぞれの特性を活かした取組みを行うなか、平成 20 年 1 月に地域自立支援協議会が立ち上がり、地域の課題への取組みを開始しました。平成 20 年度は「はたらく」「くらす」「災害時対策」の 3 つのテーマについて、取り組むべき課題等の検討を進めています。今後、構成メンバーの拡充も視野に入れて、地域における様々な課題の検討を進めると同時に、これまでサービス利用につながりにくかった人への支援の充実を目指しており、市としても協力体制を強化する必要があります。

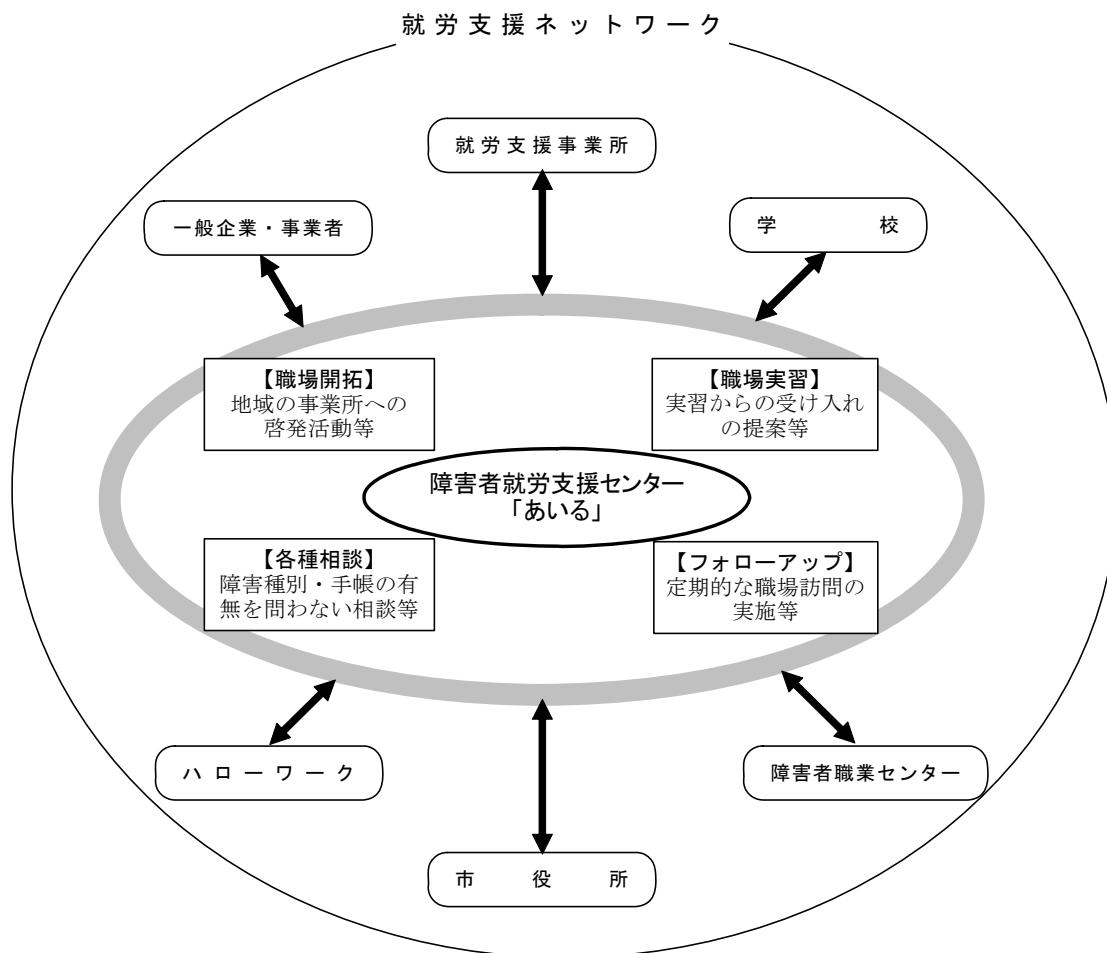
めざすべき当事者支援の協力体制



<p>主な個別施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■健康増進事業との連携強化【新規】 ■余暇活動の充実 ■安全・安心ネットワークの推進 ■福祉施設の避難場所の充実 ■ボランティア活動の育成・支援 ■地域自立支援協議会の活動支援【新規】 ■自立生活訓練の充実
---------------	---

重点施策 3：就労支援の構築と推進

- これまでも障害のある人への就労支援は行われてきましたが、福祉的就労については、質の面で個人の障害特性を十分に配慮できる受け入れ体制を一層推進する必要があります。
- また、武蔵野市障害者就労支援センター「あいる」を中心に、一般就労へ向けたより一層の支援体制を充実させるためのネットワークの拡充が必要です。



主な個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労支援センターの充実 ■ 就労支援ネットワークの拡充 ■ 就労支援事業所の整備・充実
--------	---

重点施策 4：総合的なバリアフリー化の推進

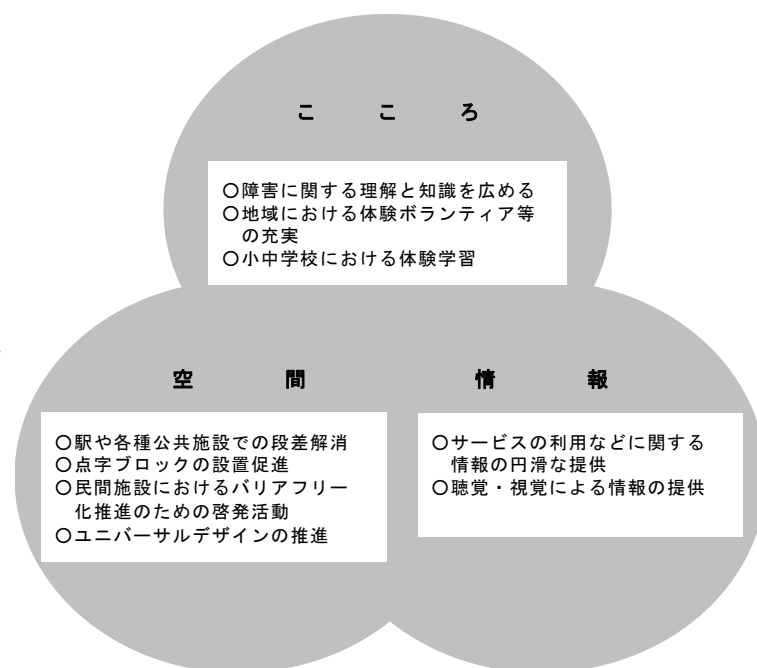
■地域でいきいきと自立生活を送るためには、「働く」「暮らす」「楽しむ」を充実させていくことが必要です。そのためには、社会参加を難しくする様々な要因を取り除いていく必要があります。

■ユニバーサルデザインの7原則を前提として、“空間のバリアフリー”、コミュニケーション支援のための“情報のバリアフリー”を進めます。

■実態調査の結果をみても、大半の方は、「(周囲が障害に対して)理解していると感じる」としてはいますが、16%程度の方が「理解していると感じない」と回答しています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療(精神通院)受給者では、「理解していると感じない」割合がそれぞれ、28.5%、32.8%と高くなっています。

		調査数	理解している	理解していない	その他	無回答
(上段:件数 下段:構成比)						
全体		2360	1752	383	158	67
		100.0	74.2	16.2	6.7	2.8
障害の種類	身体障害者手帳を持っている	1784	1396	246	93	49
		100.0	78.3	13.8	5.2	2.7
	愛の手帳を持っている	358	253	57	37	11
		100.0	70.7	15.9	10.3	3.1
精神障害者保健福祉手帳を持っている		130	75	37	16	2
		100.0	57.7	28.5	12.3	1.5
自立支援医療(精神通院)を受給している		238	124	78	31	5
		100.0	52.1	32.8	13.0	2.1

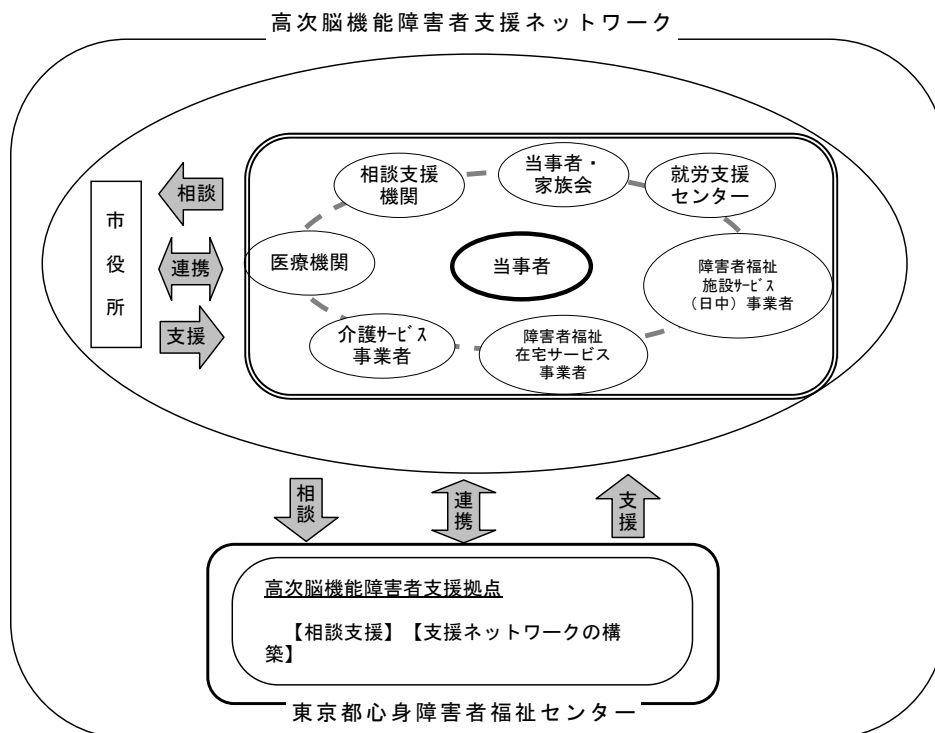
■障害に対する差別と偏見のない“心のバリアフリー”実現のために、市民への啓発活動に取り組みます。さらに、各種事業立案段階で、障害のある人の参加に配慮できるよう、主催者・支援者への啓発も必要です。



主な個別施策	■普及・啓発活動の推進	■地域交流の推進
	■福祉教育の体系化の推進【新規】	
	■公共施設・交通のユニバーサルデザイン化の推進	

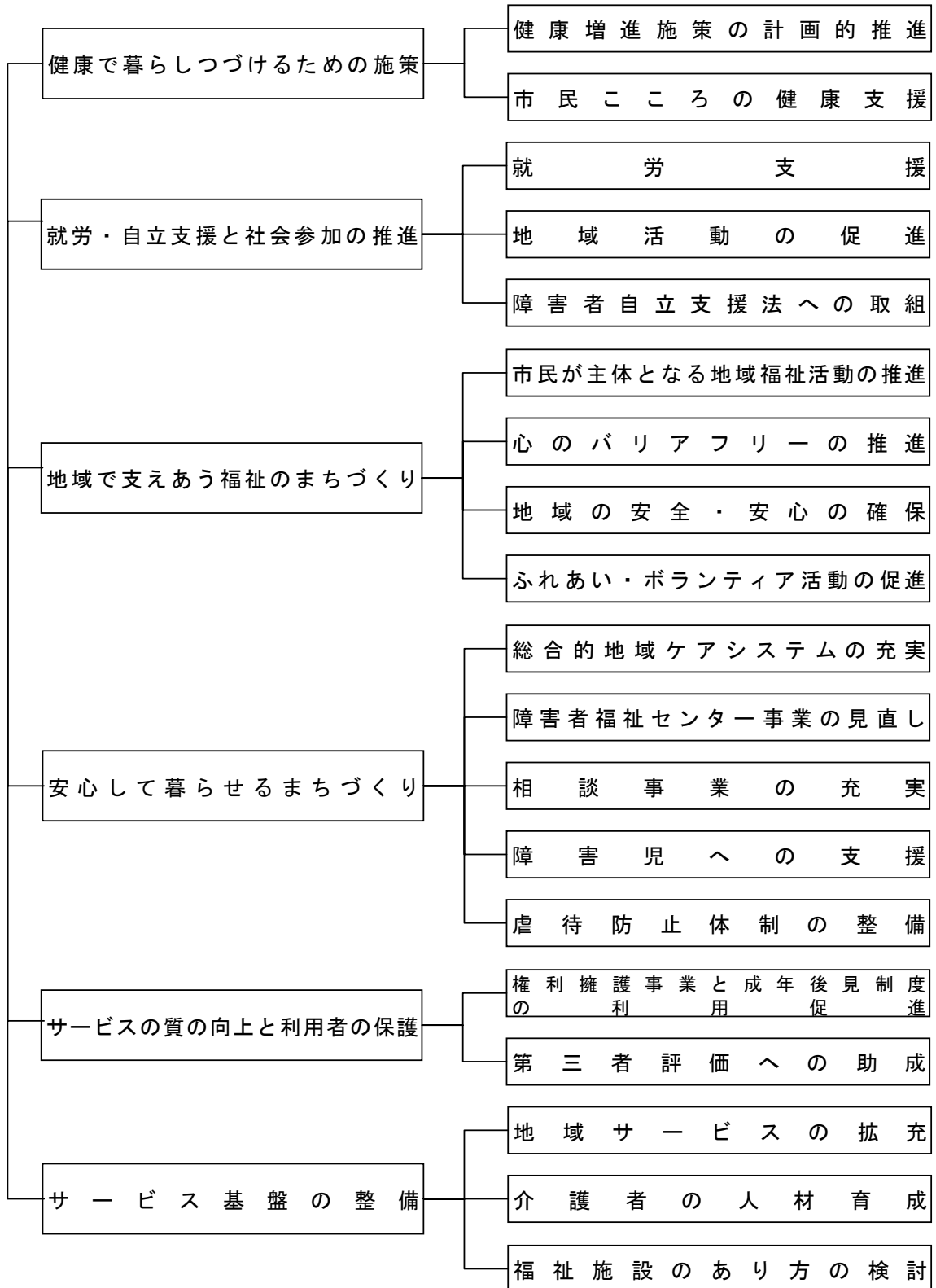
重点施策5：制度の“はざま”にある方への対応

- 障害による生活上の困難を抱えて支援を必要とする人は、手帳を所持しているか否かに関わらず増えていますが、その支援体制は十分とはいえません。
- 発達障害や中途障害、高次脳機能障害等、これまでの福祉サービスでは十分な対応が難しい人のニーズを的確に把握し、生活再建のためのプログラムを検討・実施していくことが必要です。
- 例えば平成19年度に東京都が実施した「高次脳機能障害者実態調査」によると、高次脳機能障害者のうち68.9%が60歳未満、障害者手帳を取得していない人が17.7%、介護保険の認定を受けていない人が55.1%となっており、必要な公的サービスを受けていない人がいる可能性もあります。また同調査によれば、何もサービスを受けたことのない人のうち、是非必要と思われるサービスとして最も多かったものは「相談支援」となっています(62.2%)。
- そこで、生活上の困難を抱えているにも関わらず、障害者手帳の有無等によって必要な支援からもれることのないように、相談体制の充実をはじめとして、障害特性に応じたきめ細かな取組みを進めていきます。

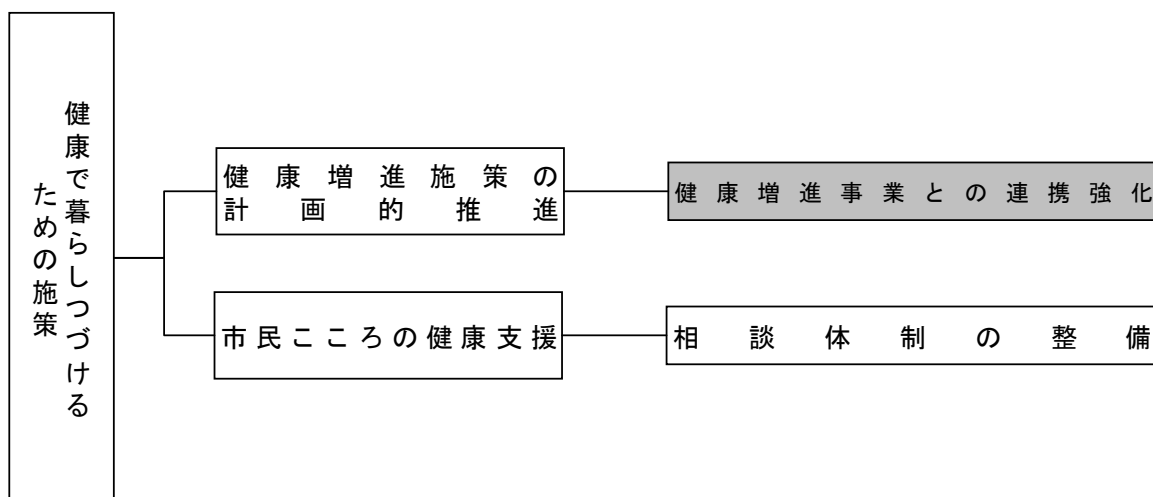


主な個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高次脳機能障害者への支援の強化【新規】 ■ サービスにつながりにくい人へのアプローチの検討【新規】 ■ 障害特性に配慮した通所サービスの充実【新規】
--------	--

V 障害福祉計画の施策体系



1 健康で暮らしてつづけるための施策



※網掛けは新規事業

(1) 健康増進施策の計画的推進

- 実態調査の結果をみると、現在の悩み事や心配事の一番は「自分の健康」ですが（61.4%）、現在実施されている各種の健康づくり事業については、マンパワーの問題やハードの問題等もあり、必ずしも障害のある人が参加しやすいとは言えません。
- そこで、障害特性に応じた健康づくりのあり方について検討していきます。

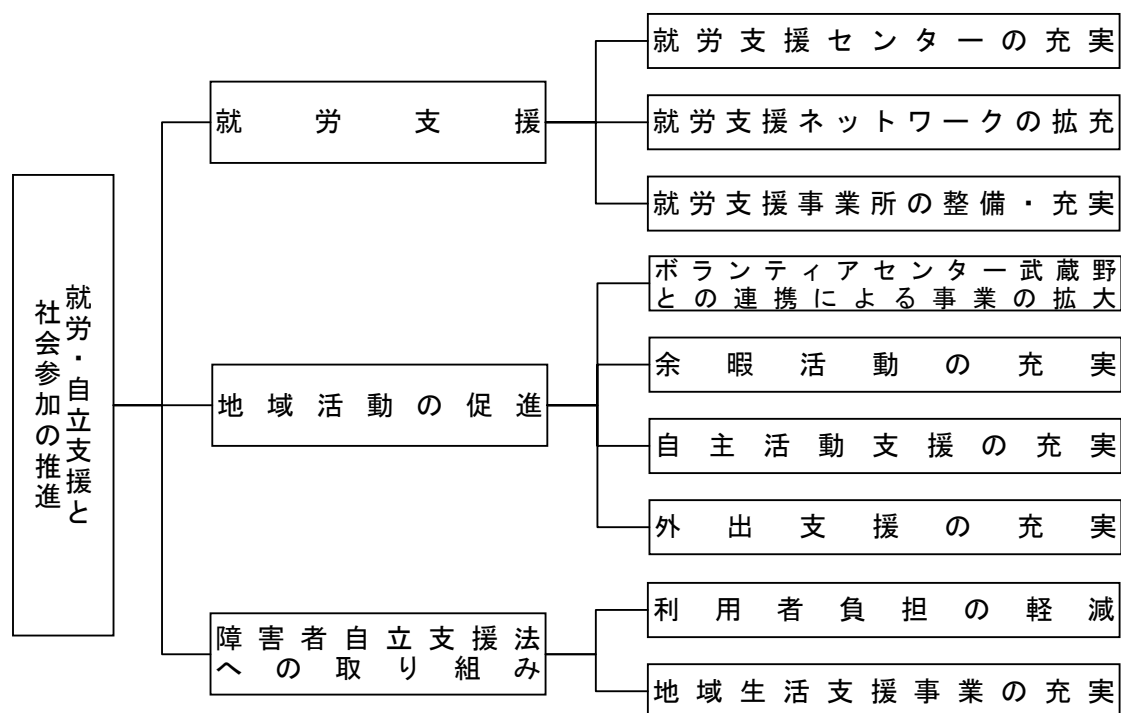
個別施策	説明
健康増進事業との連携強化	健康部門と連携し、障害のある人への広報誌にも同事業の情報を掲載するほか、障害のある人が予防・健康増進事業に参加しやすい条件整備を図ります。

(2) 市民こころの健康支援

- ストレスから身を守り、こころの健康を維持することは、すべての市民にとって共通の課題となっています。
- そこで、こころの健康に問題を抱えている人やその家族などに対する相談体制の整備を進めていきます。

個別施策	説明
相談体制の整備	市民こころの健康相談室と医療機関等との連携によるサポート体制を検討します。市民こころの健康相談室では、出前講座の充実と共に市民にとって身近な窓口で相談が受けられるように体制を強化します（P. 49 参照）。

2 就労・自立支援と社会参加の推進



(1) 就労支援

- 障害者雇用を促進させるためには、企業等に対して理解と取組みを働きかけるとともに、就労に向けてのサポート体制や定着支援を充実させていく必要があります。実態調査の結果では、一般就労への希望をもっている人は18～39歳では41.6%となっていると同時に、武蔵野市障害者就労支援センター「あいる」に対して、「職業紹介」(61.5%)、「就労相談」(48.3%)、「就労先との調整」(41.3%)を望んでいます。
- また、福祉的就労をしている人のうち67.2%が「このままでよい」と回答していることから、一般就労のみならず、福祉的就労の機会の充実も不可欠です。
- そこで、障害のある人の自立と社会経済活動への参加を促進するために、一人ひとりの特性に十分に配慮した就労支援を行っていく体制を充実させていきます。

個別施策	説明
就労支援センターの充実	「あいる」の地域開拓促進コーディネーター等を活用し、企業の障害者雇用を促進させるための働きかけを強化するなど一般就労を促進します。また、セミナーの開催や広報媒体を活用して就労希望者の掘り起こしに力をいれます。
就労支援ネットワークの拡充	「あいる」を中心に、行政、通所施設、特別支援学校等を含む学校、ハローワーク、企業などとの連携を強化して情報の集約を進めるとともに、一般就労促進に向けた市内事業所への働きかけや、就労に向けて特性、個別性を踏まえた支援体制を拡充します。

個別施策	説明
就労支援事業所の整備・充実	特別支援学校卒業予定者等の調査により、人数と必要な施設の種類を把握し、福祉的就労の場の整備・充実を図るとともに、一般就労への移行を支援します。また、一般就労の継続が難しくなった人への支援体制を充実します。

(2) 地域活動の促進

- 地域で生き生きと暮らしていくためには、趣味活動などの余暇時間の充実と、そのための外出支援が必要です。実態調査の結果をみても、29.5%が「趣味・教養・学習活動」への参加を希望しています。
- そこで、生きがいをもって地域活動や余暇活動に参加できるような取組みを促進していきます。

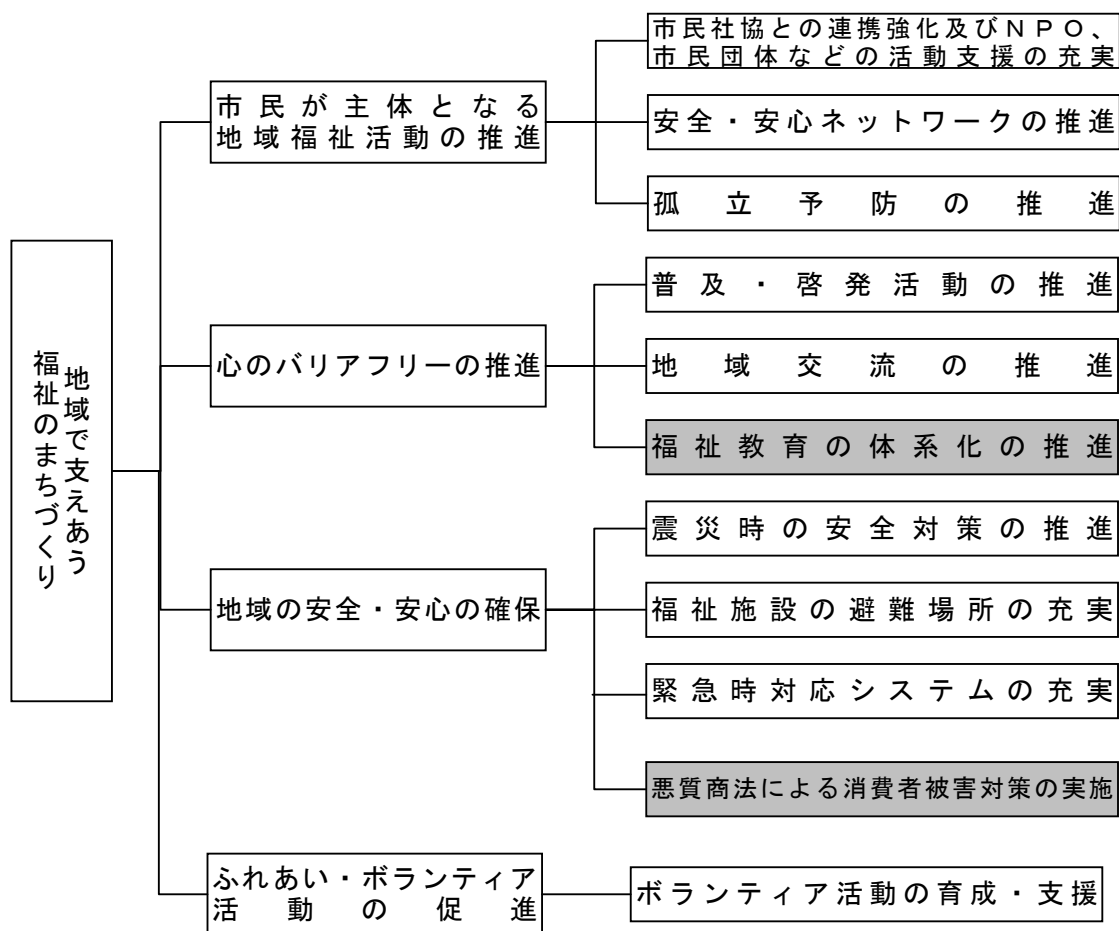
個別施策	説明
ボランティアセンター武蔵野との連携による事業の拡大	ボランティアセンター武蔵野が行う、障害のある人とのふれあいボランティア体験や講座などの活動を支援します。また、障害のある人自らもボランティアの担い手となれるよう支援します。
余暇活動の充実	スポーツ振興計画をはじめ、教育部門などと連携し、スポーツ・レクリエーション活動事業に向けて障害のある人が参加しやすい条件整備を図るとともに、趣味活動の拡大や仲間づくりなど、余暇活動事業を充実します。
自主活動支援の充実	障害のある人、家族、ボランティアなどが自主的に実施する地域活動を支援します。
外出支援の充実	ガイドヘルパーの派遣やリフトタクシー、福祉タクシー、ガソリン費助成など外出を支援するための各種制度の利用を促進します。

(3) 障害者自立支援法への取り組み

- これからの障害者施策は、障害の種別にとらわれることなく、一人ひとりの障害特性に応じた支援を行っていくことが必要です。
- 障害者自立支援法の施行により、サービス内容や種類が再編されましたが、サービス水準を下げることなく、またサービスが利用しにくくならないよう、市独自の取組みを進めていきます。

個別施策	説明
利用者負担の軽減	国に利用者負担軽減の働きかけを行うとともに、通所施設の交通費助成等、独自の軽減施策によりサービス利用の促進を図ります。
地域生活支援事業の充実	ガイドヘルパーの充実をはじめ、事業者の育成に努めるなどして地域の実情にあわせた施策を展開します。

3 地域で支えあう福祉のまちづくり



※網掛けは新規事業

(1) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

- 障害のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、公的サービスの充実を前提として、地域での支え合いが大きな力となります。
- そこで、地域住民、市民社協、NPO や市民団体等との連携体制づくりを進めていきます。

個別施策	説明
市民社協との連携強化及びNPO、市民団体などの活動支援の充実	市民社協との連携を強化しつつ、障害者団体やボランティア団体の運営費の一部助成などを通じ、自主活動の活性化を図ります。
安全・安心ネットワークの推進	障害者世帯、単身世帯などの見守りや犯罪被害を未然に防ぐために行政、警察、民生委員、地域住民との連携を図ります。
孤立予防の推進	障害などによる、閉じこもりや行き場のない方に対して、社会参加の充実により、地域の方との触れ合いを推進します。

(2) 心のバリアフリーの推進

- 障害のある人の社会参加を促進するためには、地域社会全体で偏見や差別をなくすことが必要ですが、実態調査の結果をみると、約16%の方が「周囲が障害に対して理解していると感じない」と回答しています。
- 市民一人ひとりの理解を促すための取組みはもとより、すべての人の人格と個性が尊重されるよう、学校教育の場も活用しながら啓発活動を推進します。

個別施策	説明
普及・啓発活動の推進	障害に対する偏見や差別などをなくし、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
地域交流の推進	むさしのあったかまつりや障害者福祉センターの文化祭などをはじめ、障害のある人と地域住民、ボランティアなどとの交流を図り、相互理解を深める施策を推進します。
福祉教育の体系化の推進	障害のある人への理解を深める体験教育・交流教育の体系化を検討し、相互理解を推進します。

(3) 地域の安全・安心の確保

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域住民による支えが必要です。実態調査の結果をみても、日ごろの悩み事や心配事として、自分や家族の健康の次に、「緊急時の対応」(32.7%)が挙げられています。そのような時こそ、地域住民によるサポートが必要とされます。
- そこで、日ごろから地域住民や関係機関・団体が連携して、障害のある人の安全・安心を確保するための仕組みづくりを進めていきます。

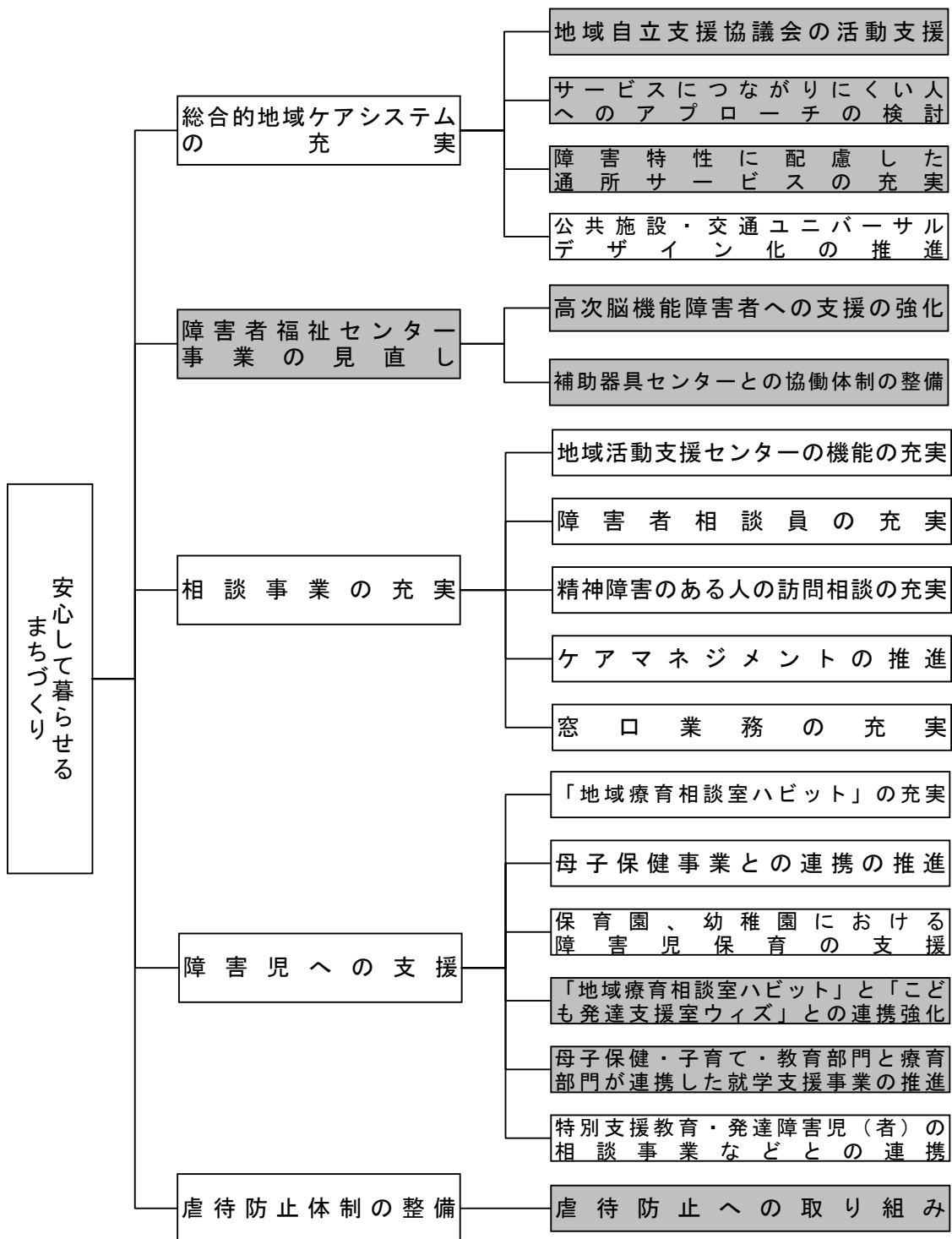
個別施策	説明
震災時の安全対策の推進	防災部門と連携し、障害のある人の世帯への住宅の耐震診断改修および住宅耐震助成などを推進するほか、災害時要援護者支援事業を中心とした、災害時の安否確認や避難の手順などの具体策を検討します。
福祉施設の避難場所の充実	災害時の二次避難場所として障害者福祉センター、障害者総合センター等福祉施設を活用し、備蓄の準備や受け入れ体制を検討し、充実します。
緊急時対応システムの充実	一人暮らしや病気などで日常生活に不安のある方の緊急時対応システムや障害者探索システムなどの充実を図ります。
悪質商法による消費者被害対策の実施	消費生活センターなど関連機関と連携し、悪質商法の被害者にならないため、出前講座などによる様々な機会での啓発活動や消費生活相談の利用を推進します。

(4) ふれあい・ボランティア活動の促進

- 障害のある人のニーズは、非常に多種多様であることから、公的なサービスだけでは十分にそのニーズに応えることができません。また、障害に対する理解を進めるためには、多様なふれあいの場を通じて相互理解の促進を図ることも必要です。
- そこで、日ごろからのふれあいや、ボランティア活動の活性化を図り、障害のある人の地域生活を支えるための担い手の育成を図っていきます。
- 障害者福祉センターとボランティアセンター武蔵野はボランティアの育成事業を行っていますが、より効果的な支援体制を構築する必要があります。

個別施策	説明
ボランティア活動の育成・支援	障害者福祉センターとボランティアセンター武蔵野は、手話通訳者、点訳者、失語症会話パートナーなど、ボランティア育成を推進し、市民にとってわかりやすいボランティアの育成・支援体制の構築を目指します。地域社協と連携し、地域福祉の担い手であるボランティアが活動しやすいよう講師派遣など必要な技術的支援を行います。

4 安心して暮らせるまちづくり



※網掛けは新規事業

(1) 総合的地域ケアシステムの充実

- 障害のある人が地域で自立した生活を続けるためには、保健・医療・福祉の支援体制を充実させ、総合的な支援体制をつくっていくことが必要です。
- 地域自立支援協議会において、地域における様々な課題の検討を進めます。

個別施策	説明
地域自立支援協議会の活動支援	協議会とテーマ別の専門部会における、地域の課題に対する多様な取り組みを支援します。専門部会や構成メンバーを広げ、開催回数を含め、これまでの運営経過を踏まえてより活性化させていきます。
サービスにつながりにくい人へのアプローチの検討	地域リハビリテーションの取り組みの一環として、現役世代を対象をしぼった「成年部会」を構成し、高次脳機能障害者、若年中途障害者への支援に取り組みます。
障害特性に配慮した通所サービスの充実	既存の通所施設では対応の難しい方に対しての、障害特性に応じた日中の活動場所の充実を図ります。
公共施設・交通のユニバーサルデザイン化の推進	障害のある人も利用しやすい施設整備に向けて、都市整備部門と連携し、推進します。

(2) 障害者福祉センター事業の見直し

- 中途障害者の生活再建など、地域での自立生活のための支援という役割を明確にして、各種事業の効率的な運営を図る必要があります。
- また、介護保険法に基づく住宅改修や障害者自立支援法に基づく日常生活用具相談については、制度の併用などで申請手続きが複雑になり、障害者福祉センターと補助器具センターの専門職による調整が必要な事例がふえています
- それらの課題を踏まえ、地域リハビリテーションの拠点の一つとして、障害者福祉センターの事業と役割を見直していきます。

個別施策	説明
高次脳機能障害者への支援の強化	高次脳機能障害者への専門相談を強化します。
補助器具センターとの協働体制の整備	情報を共有するシステムをつくり、役割分担による専門職の効率的な連携を図りつつ、一体的な支援体制の整備も含めて検討します。

(3) 相談事業の充実

- 障害のある人が安心して地域生活を送るためには、生活上の様々な不安要素を取り除く必要があります、相談サービスをさらに充実させなければなりません。

- そこで、関係機関との連携により、障害のある人一人ひとりの状態とニーズにあった対応ができるように進めていきます。同時に、家族への支援にも力をいれていきます。

個別施策	説明
地域活動支援センターの機能の充実	生活するうえでの相談・助言・指導および関係機関との連絡調整機能を強化します。講演会の開催や広報媒体などにより、地域生活支援センターびーととライフサポートMEWの一層の周知を図り、利用を促進します。
障害者相談員の充実	身近な問題の解決に向け機能するよう、情報交換会・研修会などを開催し相談員活動を充実させます。
精神障害のある人への訪問相談の充実	精神に障害のある人が安心して生活できるよう医療・生活相談指導のため保健師、ケースワーカーなどによる訪問活動の充実を図ります。
ケアマネジメントの推進	関係者及び機関が連携し、利用者の生活支援を行えるように、相談支援事業者を中心に個別支援会議やケアプラン作成を積極的に行う仕組みづくりを進めます。
窓口業務の充実	手話ガイド・視覚障害者生活訓練員の配置によるコミュニケーション支援体制を周知・推進しつつ、個々のニーズに適したサービスの案内を提供します。

(4) 障害児への支援

- 地域で健やかに育っていくためには、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して、その時々
のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。しかし、制度ごとに、またはライフステー
ジごとに支援がなされ、その連続性が十分に確保できていません。
- そこで、母子保健事業や保育、教育等との連携を強化し、一貫した支援を行っていくた
めの取組みを進めていきます。

個別施策	説明
「地域療育相談室ハビット」の充実	心身に何らかの障害がある子どもへの地域における継続的な療育相談支援体制を整備し、早期からの適切な支援を行うとともに親の不安軽減を図ります（P.52参照）。
母子保健事業との連携の推進	保護者が、障害や発達に遅れのある子どもの特性と発達をより理解し、適切な支援を利用できるよう、母子保健との連携を推進します。
保育園、幼稚園における障害児保育の支援	幼児期より集団生活の中で生活能力を育むため、障害児を受け入れている保育園・幼稚園へ専門職を派遣し、保育・教育の充実を支援します。
「地域療育相談室ハビット」と「こども発達支援室ウィズ」との連携強化	「ハビット」と通所施設である「ウィズ」の一体的運営により、障害や発達に遅れのある子どもと保護者への支援を強化します。
母子保健・子育て・教育部門と療育部門が連携した就学支援事業の推進	就学時に支援がとぎれることのないよう、地域リハビリテーションの一環として、「子ども」部会を構成し、支援目標を共有できるシートを作成します。

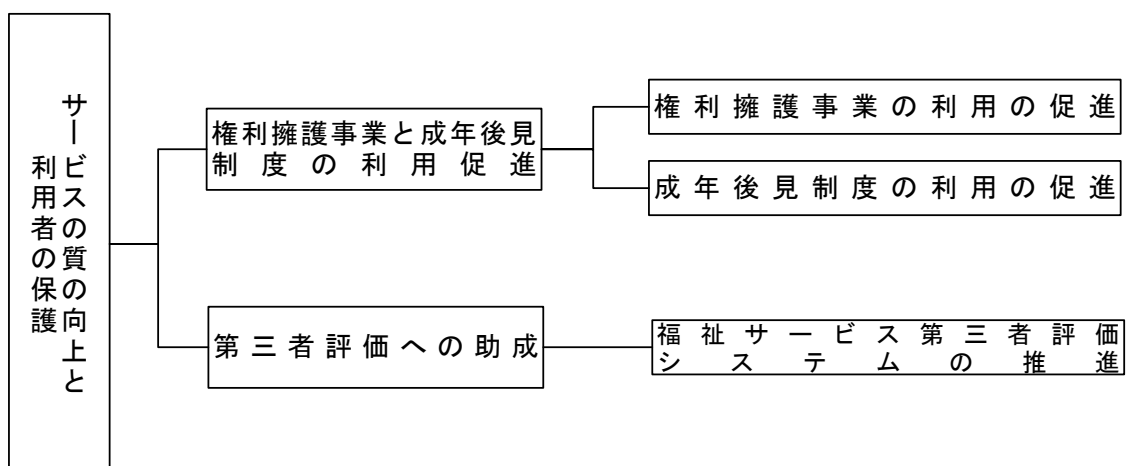
個別施策	説明
特別支援教育・発達障害児（者）の相談事業などとの連携	発達の様子や障害の状態に応じ、適切でとぎれることのない支援ができるよう、教育支援センターと協働し、特別支援学級への支援を図るとともに、通常の学級における注意欠陥・多動性障害、学習障害、高機能自閉症などの児童・生徒への支援を推進します。また、子ども・教育・福祉部門の実務担当者が定期的に情報交換できる仕組みをつくりま

（５）虐待防止体制の整備

- 利用者の立場に立ったサービス提供が求められている中でも、全国的には障害のある人に対する虐待事例が発生しています。これは必ずしも施設等でのみ発生しているのではなく、家庭でも発生しているという指摘があります。本市では、家庭だけが困難を抱え込まないためのレスパイトを目的としたショートステイの利用や相談支援の充実を図ってきました。
- 現在はまだ法整備がなされていないものの、関係機関との情報共有・連携体制を構築し、虐待の未然防止、早期発見と発見後の対応等について検討していきます。

個別施策	説明
虐待防止への取り組み	法整備が待たれるところですが、サービス提供事業者や民生委員などとの情報共有により、早期発見と家族への支援に取り組みます。また、緊急時には市単独のショートステイ施設の協力を得て、速やかな対応を図ります。

5 サービスの質の向上と利用者の保護



(1) 権利擁護事業と成年後見制度の利用促進

- 判断能力が不十分であるため、契約締結等の取引行為において、損害を被りあるいは不当に権利を侵害される危険性がある利用者の権利擁護が、これまで以上に重要となっています。
- この問題に対応するため、福祉公社で実施している地域福祉権利擁護事業、独自の権利擁護事業、成年後見事業について制度利用の周知を一層促進するとともに、講座等を公社と連携して開催し、相談環境の整備充実に取り組んでいきます。

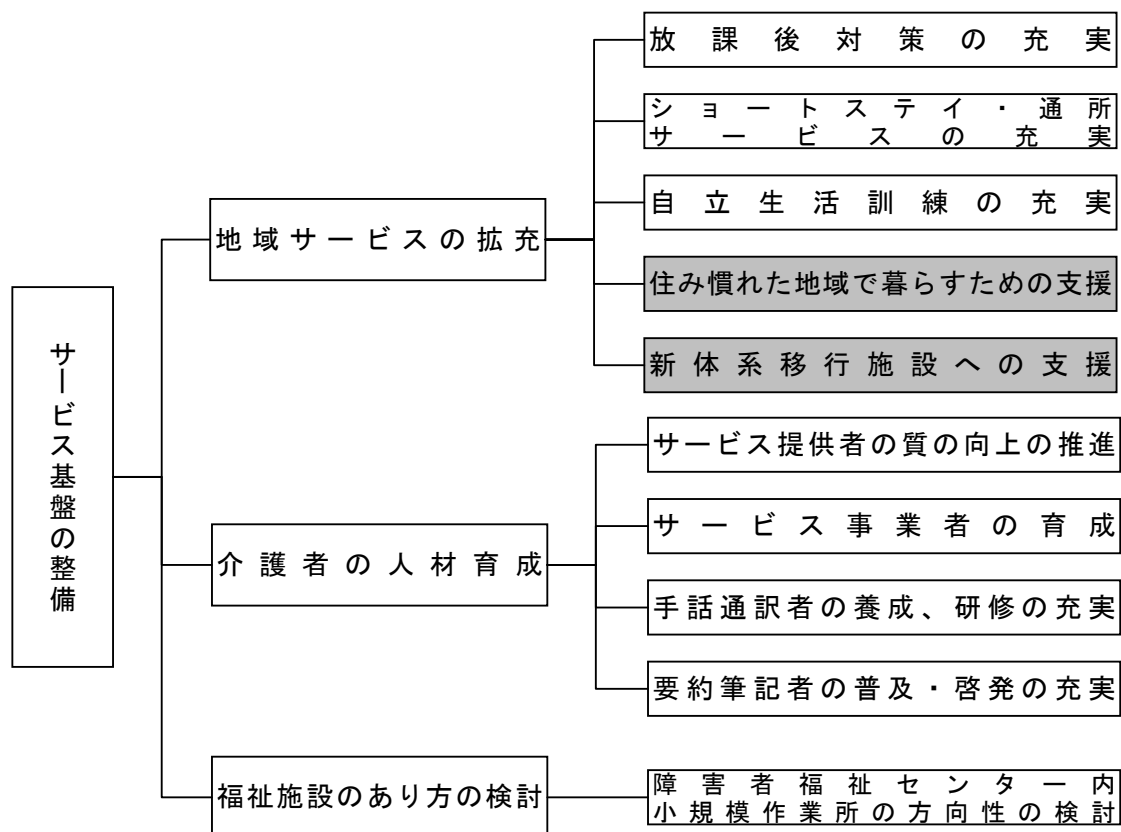
個別施策	説明
権利擁護事業の利用の促進	本人、保護者、サービス事業者、当事者団体等その他関係者に対し、あらゆる機会を捉え権利擁護事業の啓発、情報提供を行います。
成年後見制度の利用の促進	福祉公社と連携し、同制度の啓発を推進し、成年後見人の身上配慮義務についても側面から支援します。また、的確なニーズ把握に努めます。

(2) 第三者評価への助成

- 障害のある人が安心してサービスを受けるためには、そのサービスの質が十分に確保されていないとなりません。
- そこで、事業者に対して、第三者評価の実施を促します。

個別施策	説明
福祉サービス第三者評価システムの推進	サービスの質の向上を図るため、事業者のサービスなどに関して第三者評価の実施を推進し、業務の改善を促します。

6 サービス基盤の整備



※網掛けは新規事業

(1) 地域サービスの拡充

- 障害のある人の生活の場を施設から在宅に移すためには、地域におけるサービス基盤が充実している必要があります。
- そこで、一人ひとりの生活ニーズに応じたサービスが提供できるよう、地域サービスの一層の充実のため、サービス事業者の開拓などが必要です。

個別施策	説明
放課後対策の充実	地域デイグループや日中一時支援、移動支援、市単独ショートステイなどの充実を図るとともに、障害の有無に関わらず地域の中で過ごす場についても、関連部署と連携して拡大に努めます。
ショートステイ・通所サービスの充実	緊急時に一時的に生活できる場としてのショートステイと、自立促進・生活改善・身体機能の維持向上を図り社会参加を促進するための通所サービスの充実を図ります。
自立生活訓練の充実	障害のある人が独立して生活するための日常生活に必要な訓練などを充実します。
住み慣れた地域で暮らすための支援	グループホームやケアホームなどを充実させるとともに、親なき後も見越した、多様なニーズに対応する地域での生活の場を検討します。
新体系移行施設への支援	家賃助成等通所施設への支援を通じ、新体系への移行を促進します。

(2) 介護者の人材育成

- 地域サービス基盤を質・量ともに整備していくためには、サービスを担う人材の確保・育成が不可欠です。
- そこで、障害の特性に応じたサービス提供や、サービスの質の向上を図るための人材育成に、これまで以上に取り組んでいきます。

個別施策	説明
サービス提供者の質の向上の推進	ホームヘルパー、ガイドヘルパー等を養成・確保し、資質の向上を図る研修などを実施します。
サービス事業者の育成	良質なサービスの供給を増やすため、サービス供給事業者の参入および育成を図ります。
手話通訳者の養成、研修の充実	聴覚に障害のある人のコミュニケーションの手段である手話通訳者を養成し、資質の向上を図るため、研修を実施します。
要約筆記者の普及・啓発の充実	中途失聴・難聴者などのコミュニケーションの手段である要約筆記者の普及・啓発に努めます。

(3) 福祉施設のあり方の検討

- サービスの基盤整備は、制度環境や市政を取り巻く情勢の変化を見据えて行っていく必要があります。
- 特に障害者福祉センター内の小規模作業所については、通所者の高齢化などの課題もあり、今後の方向性を検討する必要があります。

個別施策	説明
障害者福祉センター内小規模作業所の方向性の検討	通所者の希望や特性に配慮して今後の方向性を検討します。

VI サービス提供体制の整備

1 サービス種別の目標値

(1) 指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）（一月当り）

サービス種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間数 (実人数)	7,126 (120)	7,562 (130)	8,000 (140)
生活介護	実人数	170	220	270
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	実人数	32	34	35
就労移行支援 就労継続支援(A型・B型)	実人数	162	182	210
児童デイサービス	件数(実人数)	200(18)	230(20)	250(22)
短期入所（ショートステイ） ※市単独ショートステイ含む	件数 (実人数)	540 (28)	560 (30)	578 (32)
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	実人数	55	60	70
施設入所支援	実人数	45	85	136
相談支援事業（指定相談支援）	件数	2	3	4
通所施設（※旧体系）	実人数	20	10	0
入所施設（※旧体系）	実人数	70	40	0

(2) 地域生活支援事業（一月当り）

サービス種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業 相談支援事業(一般相談支援) 地域自立支援協議会 市町村相談機能強化事業 成年後見制度利用支援事業	件数 — — —	567 実施 実施 (他事業で実施)	575 実施 実施 (他事業で実施)	583 実施 実施 (他事業で実施)
コミュニケーション支援事業 手話通訳者設置事業 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人 件数	1 15	1 15	1 16
日常生活用具給付等事業	件数	169	172	175
移動支援事業	時間数(実人数)	3,058(203)	3,208(213)	3,333(223)
地域活動支援センター	箇所数(実人数)	2(90)	2(100)	3(130)
訪問入浴サービス	実人数	10	13	15
緊急通報設備の設置	実人数	3	4	5
日中一時支援	延人数	167	208	250
障害者探索サービス	実人数	27	28	30
身体障害者食事サービス	件数	146	158	167
更生訓練費給付	件数	15	15	16
自動車運転免許・自動車改造費助成	件数	(年間)2	(年間)2	(年間)3

2 サービス確保の方策

(1) 指定障害福祉サービス・指定相談支援

①訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援】

- 地域で生活することができるよう、日常生活を支援するホームヘルパーを養成して民間事業者の参入を促進し、また、資質の向上を図るため研修の充実を図り、サービス量の確保に努めます。

②日中活動系サービス

【生活介護、療養介護、児童デイサービス】

- 社会福祉法人などと協力し、障害に合った活動の場を確保し、充実に努めます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

- 障害のある人が、自立して生活するために必要な訓練等の充実に努めます。

【就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）】

- 障害のある人の就労に向けて、訓練、指導、斡旋および雇用者への支援などを実施する就労支援センターを中心に、就労を支援するため、行政、通所施設、学校、ハローワーク、企業などと連携し、就労に向け特性、個別性を踏まえた支援体制を構築します。

【短期入所（ショートステイ）】

- 既存施設のベッドの確保や既存住宅などを活用し、家族介護を支援するショートステイの場を確保します。

③居住系サービス

【グループホーム、ケアホーム】

- 誰もが地域で自立した生活ができるよう、社会福祉法人やNPO法人などと協力してグループホーム等の整備を推進します。

【施設入所支援】

- 在宅生活が困難な障害のある人の生活の場として入所施設の確保に努めます。

④相談支援事業（指定相談支援）

- 利用者によりよいサービスを提供するサービス利用計画の作成など、ケアマネジメントを推進します。

(2) 地域生活支援事業

①相談支援事業

■地域で生活するため気軽に相談できる生活支援センターを整備し、関係機関などとの連携ができるネットワーク体制を推進します。

②コミュニケーション支援事業

■聴覚に障害のある人のコミュニケーションを確保するため、養成講習会を開催するとともに、資質の向上を図るため研修を実施して、必要なサービス量を確保します。

③日常生活用具給付等事業

■障害のある人が日常生活を円滑にできるよう、障害に合った日常生活用具を給付します。

④移動支援事業

■外出の支援を行うため、ガイドヘルパーを養成して民間事業者の参入を促進し、また、資質の向上を図るため研修を充実させて、サービス量の確保に努めます。

⑤地域活動支援センター

■相談支援事業（指定相談支援及び一般相談支援）を実施し、障害のある人が生活するうえでの相談、助言、指導および関係機関との連絡調整を図るために生活支援センター（地域活動支援センター）を整備します。

⑥訪問入浴サービス

■重度の障害のある人の衛生環境を保つため、サービスの充実を図ります。

⑦緊急通報設備の設置

■一人暮らしや病気などで日常生活に不安のある方の緊急時対応システムの充実を図ります。

⑧日中一時支援

■放課後などに日中一時的に見守りなどを必要とする人を支援します。

⑨障害者探索サービス

■障害のある人が道に迷ったり、行方がわからなくなったりしたとき、探索システムにより、早期に発見し、安全を確保します。

⑩身体障害者食事サービス

■ひとり世帯などの障害のある人の健全な食生活を確保し、生活習慣病を予防するため、食事サービスを提供します。

⑪更生訓練費給付

■身体障害者更生援護施設に通所・入所している人等に更生訓練費を給付することにより、社会復帰の促進を図ります。

⑫自動車運転免許・自動車改造費助成

■自動車購入費貸付制度、自動車免許証の取得費助成、および自家用車の改造費助成制度の活用を促進し、障害のある人の外出を支援します。

3 地域移行・一般就労への移行についての目標値

■障害のある人の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった課題について、従来の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として次の数値目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値目標	(都基準)	考え方
現在施設入所者数	121人	—	※平成17年10月1日現在の施設入所者数。
【目標値】 地域生活移行者数	12人	1割	※現在施設入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所から、グループホーム、ケアホーム等への移行予定者数。
【目標値】 施設入所者数の減少見込	0人	現在数を 超えない。	※平成23年度末までの減少見込数。

※各福祉施設は、平成23年度までに入所者や施設運営の状況に合わせて、新体系に移行することとなっています。したがって、現状では国の基本指針及び東京都の基本的考え方に基づく数値目標とします。

(2) 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

項目	数値目標	(都基準)	考え方
現在の退院可能精神障害者数(推計)	55人	55人	※平成14年度時点での都内の退院可能精神障害者数(約5,000人)からの推計。
【目標値】 減少数	28人	5割 以上	※上記のうち、平成23年度末までの地域移行予定者数。

※本市では関係機関と連携し地域移行を希望する方への支援体制の整備に努めていきますが、市民の精神科病院への入退院数は把握の手段がないため、国の基本指針及び東京都の基本的考え方に基づく数値目標とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値目標	(都基準)	考え方
現在の年間一般就労移行者数	2人	—	※平成 17 年度において福祉施設を退所して一般就労した人数。
【目標値】 年間一般就労移行者数	30人	平成 17 年 度実績の 2倍以上	※平成 23 年度においての一般就労者数。

資料 障害者団体ヒアリングの概要

1 実施目的

障害福祉計画の改訂にあたり、市内の障害者、ボランティア等関係団体の声を直接聞くことによりニーズを把握し、障害福祉計画策定委員会に報告して計画策定に生かすことを目的とする。

2 対象団体 市内障害者、ボランティア団体

(案内送付団体数 52 団体、広報誌による参加団体 1 団体)

3 周 知

4 月上旬に各団体にご案内および事前調査表を郵送
5 月 1 日号市報に掲載 広報誌つながり 1 2 3 号に掲載

4 実施方法

- ・日時の割当は事前調査表にて各団体の希望日を聞いておき、調整した。
- ・事前調査表にて当日の参加者、各団体の活動内容、構成メンバー、要望事項について、あらかじめ把握した。
- ・1 回につき 4 団体まで合同で実施。各団体の活動紹介後、割り当てられた時間内 (各 15 分) で意見を障害者福祉課職員が直接聴取した。

5 日時・場所

平成 20 年 5 月 15 日から 23 日までの期間 (計 7 日間・12 回)
市役所の会議室

6 ヒアリング実施状況

4 5 団体 (各団体 3 名以内) が参加

7 団体ヒアリング項目別—団体種別意見数 (グラフ参照)

項目別—団体種別意見数

